

令和５年第５回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和５年８月２９日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応 招 議 員	１ 番 村 田 弘 行	２ 番 小 菅 康 子
	３ 番 田 中 陽 介	４ 番 山 本 剛
	５ 番 木 下 伸 一	６ 番 津 村 俊 二
	７ 番 石 川 恵 美	８ 番 服 部 嘉 雄
	９ 番 奥 山 文 市 郎	１ ０ 番 益 川 教 智
	１ １ 番 東 郷 克 己	１ ２ 番 山 崎 敦 志
	１ ３ 番 山 崎 有 子	１ ４ 番 稲 垣 誠 亮
	１ ５ 番 荒 川 泰 宏	１ ６ 番 橋 俊 明
	１ ７ 番 岩 井 智 恵 子	１ ８ 番 鈴 木 市 朗

不応招議員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢 木 進	副 市 長	佐 野 博之
教 育 長	西 村 健	病院事業管理者	前 川 聡
政策調整部長	布 施 篤志	総 務 部 長	川 尻 康 治
市 民 部 長	長 尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武 内 了 恵
健康福祉部長	吉 田 和 司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田 中 源 吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒 井 文 昭	都市建設部長	岡 崎 慎 一
環境経済部長	西 村 拓 巳	教 育 部 長	馬 野 明
政策調整部次長	小 池 秀 明	総 務 部 次 長	井 狩 勝
会 計 管 理 者	磯 口 み の り	総 務 課 長	山 本 定 亮
代表監査委員	久 松 信 治	監査委員事務局長	田 中 達 男

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠 藤 総 一 郎	事 務 局 次 長	辻 昭 典
---------	-----------	-----------	-------

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 8 3 号から議第 1 1 2 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (令和 5 年度野洲市一般
会計補正予算 (第 5 号)) 他 2 9 件)

提案理由説明

第 4 決算特別委員会の設置及び委員の選任

諸般の報告 (決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告)

市長提出議案

議第 8 3 号 専決処分につき承認を求めることについて

(令和 5 年度野洲市一般会計補正予算 (第 5 号))

議第 8 4 号 令和 4 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 8 5 号 令和 4 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

議第 8 6 号 令和 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

議第 8 7 号 令和 4 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議第 8 8 号 令和 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

議第 8 9 号 令和 4 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

議第 9 0 号 令和 4 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

議第 9 1 号 令和 4 年度野洲市水道事業会計決算の認定について

議第 9 2 号 令和 4 年度野洲市下水道事業会計決算の認定について

- 議第 93号 令和4年度野洲市病院事業会計決算の認定について
- 議第 94号 令和5年度野洲市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 95号 令和5年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 96号 令和5年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第 97号 令和5年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 98号 令和5年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 99号 令和5年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第100号 令和5年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第101号 令和5年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議第102号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例
- 議第103号 野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第104号 工事請負契約について（学校給食センター改修工事）
- 議第105号 工事請負契約の変更について（市営住宅永原第2団地4号棟新築（建築主体）工事）
- 議第106号 市道路線の認定について
- 議第107号 令和4年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第108号 令和4年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第109号 令和4年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第110号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第111号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第112号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議

午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長（荒川泰宏君） （午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 5 回野洲市議会定例会を開会いたします。

なお、本日は、2025 年の「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」開催に向け、市民一体となって機運を盛り上げるため、ロゴ入りのポロシャツを着用して出席いただいております。ご協力ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者に対し、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりです。

次に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、第 32 期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表並びに第 33 期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告がそれぞれ市長から提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

次に、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が市長から提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

(日程第 1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 1 番、村田弘行議員、第 2 番、小菅康子議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月２８日までの３１日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月２８日までの３１日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

（日程第３）

○議長（荒川泰宏君）　日程第３、議第８３号から議第１１２号まで「専決処分につき承認を求めることについて（令和５年度野洲市一般会計補正予算（第５号）」他２９件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

遠藤事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎君）　朗読いたします。

議第８３号専決処分につき承認を求めることについて（令和５年度野洲市一般会計補正予算（第５号））、議第８４号令和４年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他決算認定９件、議第９４号令和５年度野洲市一般会計補正予算（第６号）他補正予算７件、議第１０２号野洲市手数料条例の一部を改正する条例他条例改正１件、議第１０４号工事請負契約について（学校給食センター改修工事）他その他案件５件、議第１１０号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて他人事案件２件。

以上です。

○議長（荒川泰宏君）　議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長（栢木　進君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和５年第５回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議案としまして、令和５年度補正予算の専決処分１件、令和４年度決算の認定１０件、令和５年度補正予算８件、条例の改正２件、工事請負契約１件、工事請負契約の変更１件、市道路線の認定１件、令和４年度未処分利益剰余金の処分３件、

人事案件３件の合計３０件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議第８３号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和５年度野洲市一般会計補正予算（第５号）については、歳入歳出総額にそれぞれ３億１，１３８万９，０００円を追加しました。補正の内容は、主要法人の法人市民税予定納税分の還付金を計上したものです。

次に、議第８４号から議第９３号までの令和４年度各会計決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、議第８４号野洲市一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は２６４億６，０１９万１，３２８円、歳出決算額は２５３億３，９２３万４８０円で、歳入歳出差引額は１１億２，０９６万８４８円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の２億８，２３４万７，０００円を控除した実質収支額は８億３，８６１万３，８４８円となりました。

令和４年度の一般会計決算の特徴を申し上げますと、令和３年度に引き続いて、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための国による緊急経済対策の実施や、ふるさと納税の堅調な増加に伴って関係経費の支出が増えたことから、非常に大型な決算規模となっております。歳入では法人市民税において、大手企業の業績が円安の影響もあり好調であったこと、事業者の設備投資が堅調であったことから固定資産税が増加したこと、あわせて都市計画税の課税により、市税全体としては大幅な増となっています。

また、ふるさと納税による寄附金の増加等により、歳入総額としても大幅な増加となりました。歳出では昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業により、市内中小企業への事業継続支援、子育て世帯の経済的支援などにポイントを置いた５６の事業に取り組むとともに、子どもの通院医療費に係る福祉医療費助成対象を令和４年１０月分から小学校６年生までに拡充し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るなど、きめ細やかな施策を積極的に推進し、決算総額としては前年度比で約６億４，３３３万円の増となりました。

次に、議第８５号野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は４７億３，２８０万６５４円、歳出決算額は４６億９，７５１万２，５２０円で、歳入歳出差引額は３，５２８万８，１３４円となりました。

なお、歳出の保険給付費について被保険者数の減少もあり、決算総額として前年度比で約１億９６７万円の減となりました。

次に、議第８６号野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は７億８４４万７，９９２円、歳出決算額は６億９，１８２万７，４６２円で、歳入歳出差引額は１，６６２万５３０円となりました。

なお、決算剰余金のうち１，５８５万６，１７８円につきましては、令和５年度に繰り越して滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付すべき保険料相当額となっております。

次に、議第８７号野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は４６億９，７９９万２，５１９円で、歳出決算額は４４億６１６万１，０７７円で、歳入歳出差引額は２億９，１８３万１，４４２円となりました。

なお、決算剰余金のうち１億６，６４４万２，４４０円については、国庫支出金負担金等の精算及び一般会計への繰り出しによる返還予定額となっております。

次に、議第８８号野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は２，８５４万６０円、歳出決算額は２，５７３万３６８円で、歳入歳出差引額は２８０万９，６９２円となりました。

次に、議第８９号野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は３，６０１万８，３９６円、歳出決算額は３，４７６万８，８４３円で、歳入歳出差引額は１２４万９，５５３円となりました。

次に、議第９０号野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額は２億２，５２７万３，８５３円、歳出決算額は２億２，５２３万９，５６０円で、歳入歳出差引額は３万４，２９３円となりました。

次に、議第９１号野洲市水道事業会計決算につきましては、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額が１０億４，２９１万９，５７８円に対し、支出決算額が９億８，３５４万８，１５７円で、収支差引額は５，９３７万１，４２１円の黒字決算となりました。独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努めていますが、物価や電気料金の高騰により経費が大きく増加しており、黒字幅は昨年度から大きく減る結果となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が３億３，８５６万６，１２９円に対し、支出決算額が６億１，４５６万２，７７９円で、不足額の２億７，５９９万６，６５０円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金を補てんしたものです。

次に、議第９２号野洲市下水道事業会計決算につきましては、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額が１７億６，４２６万５，８０４円に対し、支出決算額が１５億５，

104万6,735円で、収支差引額は2億1,321万9,069円の黒字決算となりました。水道事業と同様、独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努め、将来の更新需要に備えた堅実な経営によるものとみています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が2億1,248万9,361円に対し、支出決算額が8億1,196万305円で、不足額の5億9,947万944円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんをしたものです。

次に、議第93号野洲市病院事業会計決算につきましては、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額が41億8,681万9,220円に対し、支出決算額が32億9,315万4,736円で、収支差引額は8億9,366万4,484円の黒字決算となりました。令和4年度においても、令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、国県補助金を活用しながら堅実な経営に努めたことが主な要因とみています。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が8億1,903万7,000円に対し、支出決算額が9億6,965万5,453円で、不足額1億5,061万8,453円については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんをしたものです。

以上、議第84号から議第93号までの令和4年度各会計決算の説明とさせていただきます。

次に、議第94号から議第101号までの令和5年度一般会計補正予算、特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議第94号令和5年度野洲市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに5億4,453万2,000円を増額するものです。歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、基金積立費について、令和4年度一般会計決算剰余金を地方財政法第7条第1項の規定に基づき、2分の1以上を財政調整基金に積み立てるため、4億2,000万円を増額します。

企画調査推進費については、当初予算で計上させていただいた駅前市有地に係る移管費用11億2,505万円を病院事業会計負担金から土地購入費に振り替えをします。

民生費では、公立保育所・こども園運営費について、さくらばさまこども園保育室改造工事の追加費用及び園庭の安全対策工事に係る費用603万2,000円を追加します。

衛生費では、市立病院整備推進事業費について、市立野洲病院の東館耐震補強工事等に係る出資金 3, 4 5 0 万円を追加します。

土木費では、河川維持補修費について、中ノ池川のフラップゲート設置に係る工事 5 0 0 万円を追加します。

教育費では、小学校施設整備費について、北野小学校大規模改修事業において、増築部分の埋蔵文化財本掘調査が必要となったことから、先行して駐車場整備や遊具を移設するため 4, 7 9 6 万円を追加します。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方交付税については、普通交付税の算定結果に基づいて 7, 6 7 6 万 4, 0 0 0 円を増額します。

繰入金については、令和 4 年度の特別会計への繰出金額の確定により、精算額として介護保険事業特別会計から 6, 9 7 6 万 1, 0 0 0 円のほか、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療保険事業特別会計の 3 会計からの繰入れを追加します。

市債については、北野小学校校舎増築等準備工事に伴う小学校施設整備事業費で 3, 5 9 0 万円を追加します。

繰越金では、今回の補正に係る収支調整額として 3 億 4, 4 0 4 万 8, 0 0 0 円を増額します。

次に、議第 9 5 号令和 5 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに 6, 5 5 2 万 5, 0 0 0 円を追加します。

補正の主な内容としましては、歳入では、令和 4 年度決算剰余金のうち 2, 7 4 3 万 7, 0 0 0 円を収支調整額として追加するほか、諸収入について、令和 4 年度滋賀県国保保険給付費等交付金の精算に伴う返還金 3, 8 0 8 万 8, 0 0 0 円を追加するものです。

歳出では、制度改正に伴うシステムの改修費として 5 9 4 万円、令和元年度から令和 4 年度までの滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う普通交付金及び特別交付金返還金 5, 4 4 6 万 3, 0 0 0 円を追加するものです。

次に、議第 9 6 号令和 5 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに 1, 6 6 2 万円を追加します。

主な補正の内容としましては、令和 4 年度の出納整理期間中に収入いたしました保険料について、後期高齢者医療広域連合納付金で令和 5 年度納付金を 1, 5 8 5 万 6, 0 0 0 円追加します。

次に、議第 97 号令和 5 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに 2 億 9,092 万 1,000 円を増額します。

主な内容としましては、歳入では、令和 4 年度低所得者保険料軽減負担金の実績に伴う繰入金 114 万 6,000 円を増額するほか、繰越金において、令和 4 年度決算剰余金 2 億 8,683 万 1,000 円を増額するものです。

歳出では、令和 4 年度の介護給付費・地域支援事業費の確定に伴い、国県及び社会保険診療報酬支払基金に対し超過交付分を返還するため、諸支出金において返還金 9,667 万 9,000 円を、一般会計への繰出金を 6,976 万 1,000 円増額するものです。また、基金積立金においては、繰越金を介護給付費準備基金積立金へ積み立てるため、1 億 2,448 万 1,000 円を増額するものです。

次に、議第 98 号令和 5 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに 280 万 8,000 円を増額します。

主な補正の内容としましては、令和 4 年度の決算剰余金の確定に伴い、繰越金として 280 万 8,000 円を増額し、歳出では墓地公園整備管理基金積立金を増額するものです。

次に、議第 99 号令和 5 年度工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算それぞれから 106 万 7,000 円を減額するものです。

主な補正の内容としましては、地域開発事業借換債の新規発行に係る限度額を変更するもので、歳出では、地域開発事業借換債が低利で借入れできたことに伴い、長期債利子を減額し、歳入については、市債を相当額減額するものです。

次に、議第 100 号令和 5 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、予算第 3 条の収益的支出を増額します。

主な内容は、水源地施設の故障による修繕に係る費用及び給排水管の修繕に係る費用 4,000 万円を増額するものです。

次に、議第 101 号令和 5 年度野洲市病院事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、当初予算で計上した予算科目の組替えを行うとともに、現施設の東館耐震補強工事に係る予算を計上するものです。

主な内容は、収益的収入で駅前土地に係る病院事業債の繰上償還に関し、繰上償還に伴う補償金及び過去に支払った病院事業債の利子に対する一般会計負担分について、当初予算で特別利益の他会計負担金として計上した収入科目を他会計補助金に組替えます。また、資本的収入では、駅前土地の一般会計への所管替えに関し、収入予算科目を他会計負担金

としていたものを固定資産売却代金に組替え、病院事業会計から支出する旧計画の設計分に係る病院事業債の繰上償還分及び社会資本整備総合交付金の返還分に係る収入予算科目を他会計負担金から他会計補助金に組替えます。

資本的支出では、現施設の東館耐震補強工事のため、監理委託料 300 万円及び工事請負費 6,600 万円を計上し、これらに対する一般会計からの支出金 3,450 万円を資本的収入に計上します。

以上、議第 94 号から議第 101 号までの各会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議第 102 号野洲市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、マイナンバーカード等を活用し、コンビニで交付することができる証明書に住民票記載事項証明書を追加することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から起算して 2 か月を超えない範囲において規則で定める日から施行します。

次に、議第 103 号野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、放課後児童支援員の人材を安定的に確保する観点から、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから 2 年以内に、都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了することを予定している者についても、放課後児童支援員としてみなすことができるよう、資格要件の取扱いが変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

次に、議第 104 号工事請負契約について（学校給食センター改修工事）についてご説明申し上げます。

経年劣化の進んだ学校給食センターの設備等を改修するため、去る 8 月 4 日に執行した一般競争入札の結果、請負金額 15 億 1,470 万円、請負人を株式会社奥田工務店代表取締役、北川昭市と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議決を求めるものです。

次に、議第 105 号工事請負契約の変更について（市営住宅永原第 2 団地 4 号棟新築（建

築主体）工事）についてご説明申し上げます。

本議案は、令和４年第５回市議会定例会で議決を得た、市営住宅永原第２団地４号棟新築（建築主体）工事の契約金額を変更することについて、地方自治法第９６条第１項第５号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

主な変更内容は、掘削土留め工事に係る全鋼矢板工の追加などで、契約金額は１，１４６万７，５００円を追加し、５億２０６万７，５００円とするものです。

次に、議第１０６号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本議案は、開発により帰属を受けた公衆用道路を新たに１路線認定することについて、道路法第８条第２項の規定に基づき、議決を求めるものです。

次に、議第１０７号令和４年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和４年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金２億７５９万４，１８６円のうち、建設改良費に使用した３，３４６万３，４６８円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議第１０８号令和４年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和４年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金５億５６万３１円のうち、２億円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に積み立て、企業債償還のため使用した２億円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議第１０９号令和４年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、令和４年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金１８億６，６４０万６，９７０円のうち、３億５，０００万円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に、６億円を建設改良費等の財源に充てるため建設改良積立金に積み立て、企業債償還のために使用した７，２３９万３，２７３円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議第１１０号から議第１１２号まで、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、現委員 9 名のうち、林かずみさん、阪口啓子さん、橘円さんの現任期が令和 5 年 1 2 月 3 1 日をもって満了となることから、令和 6 年 1 月 1 日以降の新たな 3 名の委員の候補者を推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

まず、林さん、阪口さんにおかれましては、2 期 6 年間にわたりご活躍をいただいているところですが、引き続きお二人を人権擁護委員の候補者として推薦するものです。また、橘さんにおかれましては、2 期 6 年にわたりご活躍をいただいているところですが、橘さんから現任期の満了をもって委員のご勇退の申出があったため、その後任として山崎稔さんを人権擁護委員の候補者として推薦するものです。

山崎さんは、昭和 5 0 年 4 月から平成 2 4 年 3 月まで小学校及び中学校の教諭として勤務され、人権に関する課題への取り組みや人権に配慮した学校教育の推進に努めてこられ、現在も野洲市いじめ問題対策連絡協議会委員として幅広くご活躍されています。

お 3 人とも温厚篤実な人物で人権擁護委員として適任者であると考え、ご活躍いただけるものと確信しています。

なお、委員の任期は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間です。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。今しばらくお待ちください。

（午前 9 時 3 7 分 休憩）

（午前 9 時 3 7 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） ただいま提案理由の説明をさせていただきました中で、2 か所失言をいたしました。1 か所は、議第 9 4 号で市債について北野小学校校舎増築等準備工事に伴う小学校施設整備「事業債」のところを「事業費」と申し上げてしまいました。小学校施設整備事業債で 3, 5 9 0 万円を追加するという 1 件と、もう 1 件が議第 1 0 8 号のところで、令和 4 年度野洲市「水道事業会計」と申し上げましたけども、「下水道事業会計」の誤りでございます。申し訳ございません。2 か所訂正させていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、議第 8 4 号から議第 9 3 号までの決算認定について、代表監査委員の久松信治氏より、審査結果の報告を求めます。

久松代表監査委員。

○代表監査委員（久松信治君） 議員の皆様、おはようございます。代表監査委員の久松でございます。

それでは、令和４年度野洲市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要につきまして、ご報告いたします。

地方自治法第２３３条第２項及び第２４１条第５項の規定に基づき、審査に付されました令和４年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、その内容を詳細に審査しましたところ、決算並びに附属書類とも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき適正に執行されているものと認められました。

一般会計では、市税において法人市民税や固定資産税等が増収となり、市税全体では前年度に比べ約１７億７，０００万円の増収となったこともあり、財政調整基金からの取崩しも取りやめ、健全な財政運営に努められました。その結果、一般会計を含め全ての特別会計において実質収支は黒字決算となっており、順調な決算と言えます。

なお、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、９１．８％と前年度から０．４ポイント上昇しています。引き続き、財政運営の硬直化や将来の財政負担に留意すべきものと考えられ、行財政改革の取り組みを継続的に進められる必要があります。

こうしたことから行財政運営に当たっては、多様化する市民ニーズを的確に捉え、事業の必要性、費用対効果を総合的に判断し、適切な市民サービスを持続的に提供できるよう、市税の確実な収納はもとより、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用など、様々な形で自主財源の安定確保を図るとともに、事業の選択と重点化を進め、メリハリのある財政構造への転換や、公共施設等マネジメントの推進を図り、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に向け努力されることを期待しています。

次に、地方公営企業法の規定に基づき、審査に付されました水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の決算並びに附属書類の内容を審査しました結果につきましては、ともに関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状況は適正と認めました。

水道事業会計では、収益を上げるために、特に有収率の向上を図ることが重要なことから、今後も漏水調査と対策を講じながら、計画的に老朽管の更新事業を進められるとともに、常に企業としての経済性を認識し、さらなる経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を推進し、市民に安心、安全、安定した水の供給に努められることを期待しま

す。

なお、物価高騰等の影響もあり、給水原価が供給単価を上回った状況については、今後ともその動向に注視が必要です。

下水道事業会計においては、不明水対策に積極的に取り組むとともに、費用面で管渠の長寿命化事業整備に多額の経費が見込まれる上、企業債の多額の償還が残っているなど、今後とも、経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を推進し、徹底した経営基盤の強化に取り組まれることを期待します。

病院事業会計においては、経営面では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中、経営合理化に努められ、新型コロナウイルス感染症対応に係る補助等により、約9億6,700万円の純利益となりました。しかし、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、コロナ感染対応の補助金見直しもあり、医療環境や医療需要は目まぐるしく変化していくことが予想されます。これらの変化に柔軟に対応できるよう、弾力的で効率的な経営を進め、医業収益の向上に努められることを期待します。

また、新病院建設は本市の最重要課題であります。物価上昇による資材高騰、2024年問題による人材不足等のリスクを含めて、今後も丁寧な説明のもと、市民の期待する新病院の早期開院に向けた取り組みを進められることを願うものです。

最後に、8月3日に実施いたしました令和4年度健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の審査結果についてご報告いたします。

結論から申し上げますと、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を満たしており、特に指定すべき事項はありませんでした。

健全化判断比率では、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、全会計とも収支は黒字となっており、比率としては表れませんでした。

実質公債費比率は7.7%で、昨年度の8.3%より0.6ポイント低下し、健全化基準の25%を下回っており、可としました。

将来負担比率は23.2%で、昨年度の50.5%から27.3ポイント低下し、早期健全化基準の350%を大きく下回っており、可といたしました。

また、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及び工業団地等整備事業特別会計とも資金不足は発生しておらず、可としました。

なお、詳細につきましては、お手元の「令和4年度野洲市一般会計・各特別会計決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算審査意見書並びに健全化判断比率及び公営企業会

計資金不足比率審査意見書」に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思いますと存じます。

以上、令和４年度野洲市一般会計・各特別会計及び公営企業会計決算、並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の意見とさせていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

（日程第４）

○議長（荒川泰宏君） 日程第４、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議第８４号から議第９３号までの議案の審査等を行うため、委員会条例第６条の規定により、１６人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、議第８４号から議第９３号までの議案の審査等を行うため、１６人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議会選出監査委員及び本職を除く１６人の議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議会選出監査委員及び本職を除く１６人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

これより、決算特別委員会を開催し、委員長の互選等を行っていただくため、暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

（午前 ９時５０分 休憩）

（午前１０時２０分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に第１６番、橋俊明議員、副委員長に第１７番、岩井智恵子議員、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明８月３０日から９月４日までの６日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。明８月３０日から９月４日までの６日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る９月５日は午前９時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午前１０時２１分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年8月29日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 村田弘行

署名議員 小菅康子